

令和7年長浜市農業委員会5月定例総会会議録

令和7年5月12日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（36人）

会長

25番 將亦 富士夫

会長職務代理者

30番 池田 美由紀

委員

2番 尚永 稔	3番 谷口 義信
4番 幸田 重徳	5番 脇坂 良平
6番 中川 半弥	7番 多賀 君子
8番 石橋 萬次郎	9番 阿辻 康博
10番 大塚 高司	11番 宮澤 幸次
12番 中川 亜希	13番 北川 富美子
14番 山口 衛	15番 清水 多枝子
16番 林 甚一郎	17番 片山 博之
18番 下司 治一	19番 宮元 孫善
20番 吉川 尚宏	21番 森 勘十
22番 中川 哲博	23番 弓削 美穂
24番 田中 義人	26番 大谷 正人
27番 伊藤 泰子	28番 多賀 正和
29番 廣部 重嗣	31番 間所 秀夫
32番 角田 功	33番 橋本 治太郎
34番 小林 治一良	35番 筒井 伸彦
36番 服部 昇司	37番 山内 祥子

2. 会議に欠席した委員

1番 稲田 司

3. 会議に出席した職員

局長	宮川 芳一	次長	宮本 安信	参事	大塚 邦生
副参事	近藤 英昭	主査	林 清次	主事	市川 紘生

4. 議案等

報 告	農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報 告	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第51号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第52号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第53号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第54号	農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第55号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第56号	畑地化促進事業の要望農地の合意について
議案第57号	令和6年度最適化活動の実績、点検・評価（案）について
議案第58号	令和7年度最適化活動の成果目標、活動目標（案）について

5. 議事録署名委員

31番	間所 秀夫	32番	角田 功
-----	-------	-----	------

午後1時30分開会

（事務局）

ご案内の時間が参りましたので、ただ今より、長浜市農業委員会5月定例総会を開催させていただきますと存じます。

本日の定例総会につきましては、委員総数37名のうち36名の委員にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまず会議の成立をご報告いたします。

次に、事務局より報告事項と本日の会議次第についてご説明を申しあげます。

まず報告でございますが、4月18日滋賀県農業会議・常設審議委員会が大津市のピアザ淡海において開催されましたので、会長にご出席いただいております。なお、今回は本市か

らの諮問案件がございましたので事務局からも出席をいたしまして説明をいたしているところでございます。

続きまして、今月の審議事項につきましては、3条申請が8件、4条申請が1件、5条申請が3件、農用地利用集積等促進計画の決定、土地改良事業参加資格交替承認、令和6年度最適化活動の実績、点検・評価案、令和7年度最適化活動の成果目標、活動目標案、畑地化促進事業の要望農地の合意、その他、各種届出等の報告がございます

なお、今月の審議事項のうち、農地転用にかかる案件につきましては、去る5月7日に当番委員の20番 吉川尚宏委員、22番 中川哲博委員に現地調査をしていただきました。後ほど、ご説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

各議案は、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いて説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。

また、質問等で、ご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。

この後の議事進行につきましては、長浜市農業委員会総会会議規則第7条によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

欠席通告をいただいております。1番 稲田司委員が欠席でございます。

次に、議事録署名委員を議長として指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、長浜市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定によりまして、31番 間所秀夫委員、32番 角田功委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

まずは報告事項について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

令和7年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名

資料3から21ページをご覧ください。

農地法第3条の3の権利取得による届出について、4月中に届出のありました農地の権利移動につきましては、相続による所有権移転が20件、152筆、持分放棄による所有権移転が1件、12筆の合計21件、164筆、108,203.04㎡の届出がありましたので、受理をし、受理書を交付しています。

農地法3条の3の届出の報告は以上です。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

令和7年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名

総会資料22ページをご覧ください。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところでは、

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、室町地先、畑334㎡を住宅用敷地として利用したい旨の届出がありました。

位置図については説明地図の1ページをご覧ください。

届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、北側は田、東側・西側は畑、南側は水路です。

以上、4条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

令和7年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名

総会資料23ページをご覧ください。

今月は2件の届出がありました。届出地は、所有権の権利移動が伴い、都市計画法に規定されている市街化区域内の農地転用で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところでは、

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、室町地先、畑4筆130.67㎡を売買により住宅用敷地として転用したい旨の届出がありました。

位置図については説明地図の2ページをご覧ください。

届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東側は道路、西側は自己所有地、南側は水路、北側は田です。

番号2、土地の表示、朝日町地先、畑1筆272㎡を売買により住宅用地として転用したい旨の届出がありました。

位置図については説明地図の3ページをご覧ください。

届出地は集落の南部に位置します。周囲の状況は、東側・北側は道路、西側・南側は宅地です。

以上、5条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

令和7年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名

通常、農地の賃貸借等を解除解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。この規定に基づき、5月分として、農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

総会資料の24から25ページをご覧ください。

今月、農業委員会宛てに計13筆の解約の通知がありました。

内訳は、田13筆、合計で15,611㎡の解約です。

番号1から番号2は、相対による解約で、耕作目的の解約です。番号3から番号12は、中間管理事業による解約で、耕作目的の解約です。番号13は、相対による解約で、耕作目的の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま報告のありました4件について、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

はい、多賀委員。

(28番 多賀委員)

3条の20ページの相撲庭町の案件ですが、取得した事由欄の持分放棄と備考欄の移転した持分10分の1のことを、詳しく教えていただけませんか。

(事務局)

この案件につきましては、10分の1を所有されていた方が、権利を放棄されたので、届出書を提出されました。

書面のと通りの3条の3の権利取得ということで、受理をさせていただきました。また、法務局から出ている登記完了証につきましても、この通りの書面でございました。

(28番 多賀委員)

今回、権利を取得された方でなく、今まで権利を持っておられ方が、10分の1を放棄されて、権利を取得された方が、登記されたということですね。

(事務局)

そうです。登記完了証がその様になっております。

(事務局)

補足で説明します。

兄弟で10分の9と10分の1、それぞれの持分を持っておられました。今回、10分の1を持っておられた方が持分を放棄されて、10分の9を持っておられた方に持分が移転し、法務局の登記も完了したという報告がありましたので、届出を受理させていただいたところでございます。

(28番 多賀委員)

10分の10を取得されたという事ですね。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

他にありませんか。

ないので、議案審議に移ります。

議案第51号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第51号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。

令和7年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名

それでは、説明をさせていただきます。

今月は、3条申請が8件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。

なお、今般、農林水産省から農地法第3条の関係事務に係る処理基準の一部改正の通知があり、令和7年4月1日から施行になっております。

改正の主な内容といたしまして、農地法第3条第2項第1号の判断基準の中で、権利取得者、譲受人が、過去に農地法、またその他の農業関係法令等に違反したかどうか。違反した方については、権利取得は認められないことから、申請者及び世帯全員の方から違反等の実績があるかないかということの、申告をしていただくことになり、そのための必要書類が、

新たに追加になっておりますことを、ご報告させていただきます。

また、今月の申請につきましては、違反したものはございませんでした。

議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。議案書は26ページです。それでは説明をさせていただきます。

申請番号1、土地の表示、高月町西阿閉地先の畑1筆86㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地は耕起されていまして。

譲渡人は遠方に居住しており、管理することができないことから、同じ集落で耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

申請番号2と3は、それぞれ交換をされる土地ですので、まとめて説明させていただきます。

申請番号2、土地の表示、早崎町地先の畑1筆753㎡、申請番号3、土地の表示、早崎町地先の田2筆、合計1,032㎡を交換にて権利を取得されるものです。

申請番号2は青地の畑で、雑草地となっていますが、今後、耕作再開が可能な状況です。申請番号3も青地の田で、現況はすでに水張りがなされていまして。

これらの土地を交換することで、双方が申請地以外で所有されている土地と近くなり、管理がし易くなることから、双方で話がまとまり申請されたものです。

申請番号4と5も、それぞれ交換をされる土地ですので、まとめて説明させていただきます。

申請番号4、土地の表示、早崎町地先の田1筆3,026㎡と、申請番号5、早崎町地先の畑1筆3,006㎡を交換にて権利を取得されるものです。

申請番号4は、青地の田ですすでに耕起されていまして。申請番号5は、青地の畑で現況は雑草地となっていますが、今後、耕作再開が可能な状況です。

これらの土地を交換することで、双方が申請地以外で所有されている土地と近くなり、管理がし易くなることから、双方で話がまとまり申請されたものです。

申請番号6、土地の表示、三ツ矢町地先の畑1筆66㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は市街化区域内の畑で、現地は一部耕起されていまして。譲渡人は遠方に居住しており、管理することが難しくなってきたことから、近くに住んでいる耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

申請番号7は、令和7年3月の総会におきまして、売買にて権利を取得されることで許可をされましたが、その後の契約において贈与に変更されたため、売買の申請を取り消し、再度、贈与で申請をされるものです。

土地の表示、木之本町千田地先の田1筆1,748㎡、申請地は青地の田で、現地は麦の作付けがされている状況でした。なお、申請地は、現在、夢ファームせんだにおいて耕作されていますが、譲受人は当該法人の構成員であり、ゆくゆくは自営にて耕作する予定であるとのことでした。

申請番号8、土地の表示、早崎町地先の畑1筆378㎡を、売買にて権利を取得されるもので

す。申請地は白地の畑で、現地は雑草地ですが、今後、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は管理することができなくなり、今般、耕作可能な譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。

以上、今回申請の8件につきましては、議案書の最後の方にあります長浜市農業委員会定例総会資料のページ番号1、サイドブックスでは104ページにあります許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得等をする農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、申請者及び世帯全員の方に農業関係法令等違反等の実績の有無、及び申請地の利用計画から問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第51号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。
会長、よろしくお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございました。

ただいま農地法第3条第1項の規定による許可申請についての説明がありました。ご質問、ご意見等があれば承りたいと思います。

(会長)

今、事務局から、法律違反の話が出ました。

これから農業委員は、地元で3条の話をしなければならないと思います。3条で譲渡したい、譲受けたいときに、何の法律違反ならダメなのかを、今後説明しないといけないと思うので、そのことについての説明をお願いできませんか。

(事務局)

先程の法律違反ですが、農地法3条、4条、5条にそれぞれ規定があります。その他の農業関係法令というものは、種苗法、農薬取締法、農振法につきまして、関係の法律に違反がないかということです。こちらの法律の内容につきましては、自己申告ですが、譲受けられる方が、申請の時点から遡り約3年の間に違反の有無の報告をすることになっています。

(会長)

案件についての説明で、申請番号7番、令和7年3月の総会で許可をした時の権利の種類が売買という話でしたが、備考欄に賃貸借と書いてありますが、どちらが正しいですか。

(事務局)

申し訳ございません。

資料の方の賃貸借が、記載誤りでございます。先ほどご説明させていただきました通り、今回は贈与に変更になりましたので、賃貸借ということではなく、贈与になります。

(会長)

先程の説明で、令和7年3月の総会で、権利の種類が売買で許可が出たと説明があったと思いますが、許可が出たのは、賃貸借か売買どちらですか。

(事務局)

3月の議案の権利の種類は売買でした。

今回、議案として上程させていただいてるのが、権利の種類が、売買から贈与に変更になりました。

(会長)

基盤強化法はありますか。

議案書を見ると、7番は、備考欄に基盤強化、賃貸借と記入されています。これは前回のものだと思っていましたが、議案説明で売買とおっしゃったので、賃貸借は間違いですか。という質問をしました。権利の種類が、売買から贈与に変更という回答でしたが、基盤強化法なのか通常の3条なのか、ここに記入されたのは何故ですか？

(事務局)

3条の申請になりますので、基盤強化法の記載が誤りです。

(会長)

ほかに質問等ございませんか。

はい、吉川委員。

(20番 吉川委員)

申請番号5の1737番地の現地の写真が、登記地目が田、現況地目も田になっています。こは、現況地目が畑ですので、畑に訂正をお願いします。

(事務局)

3条申請の現地写真の方、訂正させていただきます。

(会長)

はい、他にありませんか。

ないようですので、採決に移ります。

議案第51号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。

次に、議案第52号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第52号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和7年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名

議案第52号につきましては、今月の締切りまでに1件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続きを進めるものです。

なお、案件については、去る4月21日に、農地等調査委員会の池田委員長をはじめ、18番 下司治一委員と34番 小林治一良委員と協議をし、総会に提出しております。

現地調査につきましては、令和7年5月7日に20番 吉川尚宏委員、22番 中川哲博委員にお願いし、行っております。

結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号1、永久寺町地先の案件です。タブレットの4ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの5ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、住宅敷地・駐車場敷地・貸駐車場敷地として使用している内容となっております。

本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告いただきます。

(22番 中川委員)

番号1について報告します。6ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、永久寺町地先、畑98㎡、転用目的を住宅敷地・駐車場敷地・貸駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

7ページの写真をご覧ください。

申請地はすでに造成されています。これは、敷地の一部は50年以上前に庭として整備されており、また、残りの敷地は10年以上前に自家用車を駐車場するために造成されたもので、現在では、近所の親戚に無償で貸し出している状況です。

今回、財産整理を行うために専門業者に依頼したところ、農地転用ができていなかったことが判明したため申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない雨水については、敷地北側の側溝に排出されており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。

会長、よろしくお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

ただいまは説明のありました議案第52号について、ご意見、ご質問がありましたら承りたいと思います。

(会長)

ないようでしたら、採決に移ります。

議案第52号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。

次に、議案第53号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第53号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和7年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名

議案第53号につきましては、今月の締切りまでに3件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続きを進めるものです。

案件につきましては、先の議案第52号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出しております。

現地調査につきましても、先の議案と同様の当番委員にお願いし、行っております。

結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号1、木之本町黒田地先の案件です。タブレットの8ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。申請地から半径300m以内に木ノ本駅がある区域であることから、第3種農地と判断しており、原則、転用許可ができるため、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、タブレットの9ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、車庫敷地・駐車場敷地として使用する内容となっております。

本案件の詳細につきましては、吉川委員よりご報告いただきます。

(20番 吉川委員)

番号1について報告します。10ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、木之本町黒田地先、畑137㎡、契約内容は売買で、転用目的を車庫敷地・駐車場敷地とした申請です。

周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は里道です。

11ページの写真をご覧ください。

申請地はすでに造成されています。これは、もともと、50年以上前に物置小屋が建築されており、その建物が取り壊されたのちに、譲受人が譲渡人の了解のもと、5年ほど前に車庫が建築されて、現在に至っております。

今回、所有権移転の手続きを専門業者に依頼したところ、農地転用ができていなかった

ことが判明したため申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は、敷地西側の道路側溝を通じて排出されており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、南浜町地先の案件です。タブレットの12ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。

一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの13ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、一般住宅・駐車場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告いただきます。

(22番 中川委員)

番号2について報告します。14ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、南浜町地先、畑2筆749㎡、契約内容は贈与で、転用目的を一般住宅・駐車場とした申請です。

周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は宅地、北は水路です。

15ページの写真をご覧ください。

申請地の一部が、すでに造成されております。これは、50年以上前から倉庫が建っており、その敷地に入る通路を整備するために砂利が敷かれたものの、建物は撤去されて、現在に至っております。

今回、譲渡人から土地を贈与で譲り受けて、一般住宅の建築と駐車場を整備する計画を立て、申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、新設する集水桝を通じて北側水路に排出する計画になっており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、曾根町地先の案件です。タブレットの16ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの17ページの土地利用計画図及び18ページの車両軌跡図をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、国道8号線沿いに倉庫を建築し、主に国道から大型トラックの出入りを行うものとして計画されております。

本案件の詳細につきましては、吉川委員よりご報告いただきます。

(20番 吉川委員)

番号3について報告します。19ページの航空写真をご覧ください。

番号3は、土地の表示、曾根町地先、田6筆・畑3筆6,100㎡、契約内容は売買で、転用目的を倉庫とした申請です。

周囲の状況は、東は道路、西は里道、南は里道・水路、北は水路です。

20ページ・21ページの写真をご覧ください。

現在、譲受人は市内で倉庫業を営んでおられますが、事業拡大に伴い、倉庫の新設を計画し、大型トラックの出入りが可能である主要幹線道路沿いで敷地を探していたところ、所有者と売買の話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側と南側に設置する排水路を通じて敷地南側の水路に排出される計画となっており、敷地周辺はすべて里道・水路・道路と隣接しており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

ただいま説明のありました、議案第53号について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

議案第53号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請通り許可することにいたします。

次に、議案第54号、農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第54号、農用地利用集積等促進計画（案）について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により承認することについて意見を求めます。

令和7年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名

この手続きは、農地中間管理機構が間に入っているもので、県が公告を行うものでございます。なお、受付は市の農業振興課が行っております。

それでは、説明させていただきます。

今回の案件は新規の案件、受け手の変更の案件、権利の移転、そして所有権移転の案件があります。

まずは、新規の案件でございます。

議案書は、32から70ページまでで、番号が1から459まででございます。

これは、農地の貸し手と借り手で事前に調整を行い、貸し手が農地中間管理機構に農地を預け、中間管理機構が借り手に農地を貸すものでございます。

これら459筆合計で941,753㎡を賃貸借又は使用貸借により利用権設定をされる計画でございます。なお、使用貸借は無料ですので、賃借料欄と支払い欄は空白となっております。

続きまして、貸し手はそのまま、借り手のみに変更されるものでございます。

議案書は、71から78ページまでで、番号が460番から549番まででございます。

これは、貸し手は、そのまま、借り手のみに変更されるものでございます。これら、90筆、合計で164,051㎡について、借り手の変更による利用権設定をされる計画でございます。なお、それぞれ契約年数の違いがありますが、先ほど申し上げましたとおり、貸し手に変わりはなく、最初の契約年数が継続となっているため、それぞれ年数が異なるものでございます。

また、議案書の74ページの番号500番ですが、物納となっております。

これについて、中間管理機構に確認しましたところ、現在は賃貸借又は使用貸借のみであるが、以前は物納も可能であったとのことで、本件は契約期間が切れるまでは物納でされているものであるとのことです。

続きまして、権利の移転についてです。

議案書は79から80ページまでで、番号が1番から24番まででございます。

これは、現在の借り手の方から、新しい借り手になる方に利用権を移転されるもので、貸し手に変わりはないもので、契約年数も継続となることから、それぞれ年数が異なるものでございます。

最後に所有権移転の案件です。

これは、農地中間管理機構を間に挟み所有権移転をされるものです。

それでは、議案書の81ページをご覧ください。

番号1から番号3まで、所有権移転をされるもので、これら、3筆、合計で9,057㎡について、所有権移転をされる計画でございます。

本案件の説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

ただいま説明のありました、議案第54号について、ご意見等がありましたら承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら、採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となっております。

5番 脇坂良平委員、10番 大塚高司委員、12番 中川亜希委員、13番 北川富美子委員、23番 弓削美穂委員、29番 廣部重嗣委員、32番 角田功委員が該当します。

その他に該当する方がおられましたら、挙手をお願いいたします。

対象の委員は自席で採決に加わらないことといたします。

議案第54号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、農業委員会として決定し、答申をいたします。

次に、議案第55号、土地改良事業参加資格交替承認について、事務局より説明をお願い

します。

(事務局)

議案第55号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第3条の規定に基づく承認について意見を求めます。

令和7年5月12日提出、長浜市農業委員会会長名

総会資料の末尾103ページにあります定例総会資料の3ページをご覧ください。土地改良法では、利用権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっていますが、旧来から、土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意のもとで、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合性を図られています。ただ、交替手続きを行う際に、土地改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。総会資料83から86ページをご覧ください。

一覧表にございますように、今回、湖北土地改良区から申出がありました番号1から番号40の40件、及び長浜南部土地改良区からの申出がありました番号1から番号2の2件につきましては、いずれも農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借・使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意のもとで土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

ただいま説明のありました、議案第55号について、ご意見、ご質問があれば、承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。

32番 角田功委員、33番 橋本治太郎委員が該当いたします。

それ以外で、お気付きの方がおられましたら挙手をお願いします。

対象の委員は、自席で採決に加わらないことといたします。

議案第55号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成多数でありますので、これを承認することとし、申出人に通知することといたします。

次に、議案第56号、畑地化促進事業の要望農地の合意について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第56号、畑地化促進事業の要望農地の合意について、このことについて長浜市農業再生協議会より意見照会がありましたので、意見を求めます。

令和7年5月12日提出 長浜市農業委員会会長名

本日、担当の長浜市農業再生協議会から職員が出席しておりますので、再生協議会の方から説明をいたします。

よろしくお願いします。

(長浜市農業再生協議会)

〈あいさつ〉

今回の件は、4月の総会からの持ち越しになります。

畑地化促進事業に取り組むことになった背景等からの説明を、前回求められましたので、その背景につきましては、事前に提供しております資料の、畑地化促進事業を実施する背景でお示ししたとおり、国が水田活用の直接支払交付金に定めた、5年水張要件によって、水稻作付けが困難な畑作物が定着している圃場は、令和9年度以降交付金が受け取れなくなります。その救済措置として、畑地化促進事業を活用すれば、交付対象から外れる際の一時金と、その後5年間の作付けに応じた支援を受け取ることができます。

つまり、畑地化促進事業によって、畑作物の栽培が定着している水田にとっては、本年度、この事業に採択されれば、令和7年度から11年度までの5年間に限り、支援を受けることができます。今回、要望があった水田は、水稻の栽培が困難なもので、このままでは、令和9年度以降交付金を受け取れなくなる水田です。そのため、畑地化促進事業に採択されれば、令和9、10、11年については、作付けに基づく支援が引き続き受けられます。なお、畑地化に伴い農地の形状変更や、登記地目の変更の必要がなく、作付け内容については、従来通り、麦や大豆、そば、野菜などの畑作物の作付けが継続される予定です。

管轄地域内に要望農地がある農業委員の皆様には、事前に要望農地の地図と、事業に関する資料を提供させていただいております。その中で、農業委員会として、今回の要望農地について確認していただきたいこととして、国の要件確認チェックシートにもありますとおり、一つ目は、水田地帯に畑地が点在するような虫食い状の畑地化が行われるなど、

担い手への農地の集積・集約化に支障が生じないこと。二つ目は、地域の円滑なブロックローテーションの実施に支障が生じないこと。この、二点の確認をお願いしております。

要件の確認は、5月末までに協議会でも行うこととなっています。

今回、農業委員会の合意が得られた農地については、その他の要件、例えば、借地の場合は地権者の最終的な同意などを確認できたものについて、6月以降、国での採択審査が進められる予定となっています。

なお、万が一合意されなかった農地につきましては、再生協議会事務局から申請者に説明をさせていただきます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

前回、位置図がなく場所が分からないという話がありました。該当地域の委員には、地図を送っていますので、ご覧ください。

また該当する委員には、現地確認をしていただいたと聞いていますが、該当されるところの委員で、地図を見て現地も確認した委員はおられますか。

はい。ありがとうございます。

(長浜市農業再生協議会)

1点、補足です。

今、見ていただいた位置図で、高月町柏原の圃場を宮澤委員に確認していただいたものですが、先週の木曜日に申請者の方から取り下げますという連絡がありました。

地権者の方と、最終的な同意が得られないということで取り下げの連絡がありました。

以上です。

(会長)

この地図には、まだ残ってますね。

(長浜市農業再生協議会)

はい。②番と②の1番の2枚は、取り下げられた農地です。

(会長)

これは、取り下げですね。

位置図の一覧がありますが、上段に5つあって、2段目に②柏原と②柏原番城がありますが、この2つが削除ですか。

(長浜市農業再生協議会)

そうです。

②柏原のところで、②の隣の柏原番城、この2枚の地図について取り下げとなった農地です。

(事務局)

議案書の別紙として、この分を削除するということによろしいんですか。

(長浜市農業再生協議会)

はい。

(事務局)

ということですので、議案の訂正ということで、お願いしたいと思います。

(会長)

この位置図でなく、畑地化促進事業のフォルダーには、位置図、提供資料1、提供資料2、提供資料3、提供資料4がありますが、それではなく、議案にもどるのですね。

(事務局)

はい、議案書の90ページをお開きいただけますでしょうか。

90ページの上から3行の削除をお願いいたします。

(会長)

90ページの上から3行ですね。

(事務局)

はい。3行分の削除をお願いいたします。

(事務局)

冒頭で議案の訂正をお願いするところ、このように形になってしまいまして申し訳ございませんけれども、90ページの上から3行の削除をお願いいたします。

(会長)

はい。タブレットの中の議案書90ページの上から3行の削除をお願いします。

(会長)

ご質問等、ございませんか。

はい。宮澤委員。

(11番 宮澤委員)

今朝、取り下げの報告があった方と、話をしてきました。

基本的に畑地化促進事業のルールを理解しておられないのが一番の問題点でした。この事業が始まってから、今年に入って要件の変更の流れになってますね。この流れも理解した上で、取り下げず、このまま申請するということの確認はされているのでしょうか。

(会長)

はい、長浜市農業再生協議会事務局、お願いします。

(長浜市農業再生協議会)

地権者との同意が整わなかったのもということで伺っておりますので、確認のうえかと思えます。

(11番 宮澤委員)

水張り要件が変更になっていますが、その点をご存じですか。

(長浜市農業再生協議会)

はい。

これについては、申請者に再度説明させていただいております。

(会長)

はい。よろしいですか。

(11番 宮澤委員)

はい。

(会長)

他にありませんか。

はい、石橋委員。

(8番 石橋委員)

90ページの、農作物の名称で「花き」と書いているのは何ですか。

(長浜市農業再生協議会)

花きは、小菊などの花の事で、出荷用の花の事です。

通常、作付け確認の時には、全て花きということで、まとめて表記しています。

(会長)

対象地域の委員も地図を確認し、現地を見ていただいているということです。

取り下げされた方も、事務局によれば、制度のことは理解して取り下げということです。

(会長)

それでは、採決に移ります。

議案第56号、畑地化促進事業の要望農地の合意について、農業委員会として、これに合意することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので、農業委員会として、これに合意することを申出人に通知することといたします。

次に、議案第57号、令和6年度最適化活動の実績、点検・評価（案）について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第57号、令和6年度最適化活動の実績、点検・評価（案）について、このことについて、令和6年度の農業委員会最適化活動の実績、点検・評価につきまして意見を求めます。

令和7年5月12日提出 長浜市農業委員会会長名

この点検評価と、後ほど説明をいたします活動目標につきましては、農業委員会活動の透明性を確保するため、毎年度作成し、インターネット等で公表することが、農業委員会等に関する法律で定められております。

それでは、議案第57号につきまして、説明をさせていただきます。

最初のページ、Ⅰ農業委員会の状況につきまして、令和6年4月1日現在の数値の記載をしております。

次の94ページの方をご覧ください。

Ⅱ最適化活動の実施状況、1最適化活動の成果目標、(1)農地の集積につきまして、令和6年度当初の数値といたしましては、管内の農地面積が7,890ha、農地の集積面積が6,167ha、集積率が78.2%でした。令和6年度の目標として、新規集積面積224ha、集積面積6,391ha、集積率81%としておりましたが、実績としては、集積面積6,117ha、集積率77.6%となりました。

集積面積・集積率が、前年度より下がる結果となりましたが、市内の担い手農家の方で高齢等により離農、また規模縮小された農家が多くあったということと、認定農家の中で親と子で別の形態の認定農家がございますが、同じ圃場がカウントされていたということで、県の指摘があり見直しを行ったことによりまして、集積面積や集積率が下がる結果になりました。

次に、(2) 遊休農地の発生防止・解消につきましては、6年度当初の現状の遊休農地が48ha、うち容易に解消できる緑区分が32ha、解消が困難な黄色区分が16haでした。

目標の遊休農地解消面積として、令和3年度時点の緑区分面積の約42haの5分の1である8haを目標としていましたが、実績として、解消面積が5.3haとなり、達成率は66.3%という結果でした。

解消の改善された農地はあるものの、農業者の高齢化等による離農が進み、新規発生や再発の遊休農地が多く発生したため、前年に比べ、増加する結果となりました。

次に、(3) 新規参入者の促進につきましては、次のページをご覧ください。

令和6年度の実績といたしまして、2経営体が新規参入されました。今後、新規参入された経営体の経営維持ができるように、関係機関の補佐が重要であると考えております。

続いて、2最適化活動の活動目標、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標としまして、月8日と設定しており、活動の強化月間の設定を、年3回としております。

実績といたしまして、活動日数が平均で2.6日、活動強化月間は活動内容とは異なりますが、情報の共有、地区別会議、また農地相談会、利用意向調査等の活動を実施していただいております。

次に、(3) 新規参入の相談会への参加につきましては、年1回の参加を目標としておりましたが、市内の新規農業者の相談者がいなかったことから、参加の実績はございません。

続きまして次のページ、Ⅲ事務の実施状況でございます。

総会、部会の開催状況につきましては、毎月の開催回数、また7月には委員改選となります臨時初総会を開いておりますので、あげさせていただいております。

2農地法第3条に基づく許可事務につきましては、年間124件の申請いただき、許可の方をしております。

3農地転用に関する事務につきましては、年間95件の申請をいただきまして、許可の方をしております。

4違反転用への対応につきましては、違反転用が3.79haとなり、解消された案件もございましたが、新たに指導を行った箇所があり、昨年よりも増えております。違反転用の解消面積は0.3haでございました。

以上が、令和6年度の最適化活動の実績、点検・評価でございます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。ありがとうございました。

議案第57号、令和6年度最適化活動の実績、点検・評価（案）について説明をしていただきました。

ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

ありませんか。

（会長）

ないようですので、採決に移ります。

議案第57号、令和6年度最適化活動の実績、点検・評価（案）について、農業委員会としてこれを公表することに賛成の方は挙手を願います。

（会長）

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので農業委員会としてこれを公表いたします。

次に、議案第58号、令和7年度最適化活動の成果目標、活動目標（案）について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議案第58号、令和7年度最適化活動の成果目標、活動目標（案）について、このことについて、意見を求めます。

令和7年5月12日提出 長浜市農業委員会会長名

それでは、議案58号につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の100ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況、1農業委員の現在の体制につきましては、令和7年4月1日現在の状況を掲載しております。

2農家・農地等の概要につきましては、認定農業者が381経営体、基本構想水準到達者が80経営体で、認定新規就農者数が9経営体、集落営農数が34経営体ということで、昨年と比べ、49経営体少なくなっている状況でございます。

耕地面積は7,880haと、昨年から10ha減っております。

次に、101ページをご覧ください。

II 最適化活動の目標、1最適化活動の成果目標につきまして、(1) 農地の集積につきましては、6年度末の農地集積面積が6,117haで、集積率は77.6%でございます。

7年度の目標といたしまして、最適化指針の中間目標年度を令和9年度としており、その目標が集積率84%としておりますので、その数値から逆算いたしまして、令和7年度の集積率を82%としております。

(2) 遊休農地の解消目標につきまして、令和7年3月31日現在の遊休農地のA区分につき

まして、約51ha、その内、容易に解消できる緑区分が30ha、解消が困難な黄色区分が21haでございます。7年度の緑区分の解消目標としまして、令和3年度の緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積とする。となっておりますので、昨年と同じく8haとしております。

新規発生 of 遊休農地の解消目標面積としましては、昨年度、新規に増えました3.9haを解消目標値としております。

次に、(3) 新規参入の促進につきましては、優良農地の確保と初期投資、運営等経営上に関する支援が課題です。

目標としまして、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表している面積を、過去3年間の権利移動面積の平均の1割ということで、20haとしております。

最後に、2最適化活動の活動目標につきましては、(1) 最適化活動を行なう日数につきましては、昨年と同じく8日としております。8日も活動していただくのは厳しいと思いますが、国は月10日以上最低でも8日ということで求めていますので、昨年と同様、月8日と設定しております。

活動内容につきましては、農地の見回りや、日々の農業者との農業に関する立ち話等も含まれますので、報告に含めていただければと思います。また、見回りだけでなく、遊休農地防止や新規就農者の参入、促進等、バランスよく活動をお願いしたいと思います。

(2) 活動強化月間の設定目標につきましては、年3回設定するという事になっておりますので、地区別会議による情報共有月間、市内を4ブロックに分けて開催します農地相談会、農地パトロールの取りまとめによります遊休農地所有者の利用意向調査等を、活動月間ということであげさせていただいております。

(3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、長浜市で就労希望者の方の相談者がおられましたら、相談内容に合わせましてご参加の方を、お願いしていこうと考えております。

以上、令和7年度の最適化活動の成果目標、活動目標（案）については以上です。

ご審議お願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました、議案第58号について、ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。

はい、廣部委員。

(29番 廣部委員)

遊休農地の解消というのは、どうしたら遊休農地の解消と言えるのか、何か定義はあります。

山林化されているところを、農地から山林にすると解消になるのか。何かの理由で農地

転用の要望が出て、農地転用をすると解消になるのか。または、抜根して耕作・作付をしたことによって、初めて遊休農地の解消と言えるのか。どうなんですか。

（事務局）

遊休農地の解消ということで、耕作がされたということは解消になると思います。耕作まではいなくても管理をしていただく、年に何回か草刈り等の管理をさせていただくことにつきましても、解消されたということでカウントしております。

それ以外で、遊休農地が転用等で非農地化という事もありますが、耕作が再開、また管理をされてる農地につきましても、解消されたということでカウントしております。

（会長）

他にございませんか。

はい、田中委員。

（24番 田中委員）

令和7年度の最適化活動の目標の設定の1農業委員会の現在の体制で農業委員数37名、認定農業者が27名、女性が8名、中立委員が2名となっていますが、私自身が認定農業者になっているということですか。というのは、実際に自分で耕作しているのが8反程度で、営農組合の役員をしているということにすぎないので、認定農業者という認識はなかったのですが、どうなんでしょうか。

（事務局）

こちらの表は、認定農業者が27名おられます。その中には女性の方もおられます。また、農業委員として8名の女性がおられます。また、中立委員の方が2名おられます。この数値を足して、農業委員37名という表ではないということで、ご理解をいただければと思います。

（24番 田中委員）

ということは、この構成の中に、私の数は入っていないということですか。

（事務局）

農業委員の数の中に、各項目に該当の構成員は何名おられるかということで、項目に該当されない委員もおられるということで、ご理解いただきたいと思います。

（24番 田中委員）

わかりました。

単純な足し算でないということですね。

(会長)

はい、どうぞ、角田委員。

(32番 角田委員)

認定農業者は、昔から比べると要件が厳しくなったという話を聞きますが、実際にはどうですか。

(会長)

本日、市の農業振興課の職員が出席されていますので、お願いします。

(農業振興課)

平成26年に面積要件でなく、認定農業者でしたらベタに貰えるという国の制度変更がありました。その時に、個人で麦・大豆をされてる方の資格認定の審査が甘くなっておりました。

現在、基準としましては、以前の状態に戻り認定が難しくなっております。

麦・大豆のゲタ対策・ナラシ対策の加入を継続して希望される方については、緩和して認定をさせていただいております。

ただ、麦・大豆のゲタ対策をさらされていない方、またナラシ対策の加入をされていない方については、従来の所得の要件基本構造では、おおむね500万円となっていますが、そのあとに250万円、所得だけでなく経費もありますので、農業収入が850万円以上、または面積が11ha以上の方は、認定しております。

以前ですと5年後の計画で、申請時に1haでも、4ha・5haという計画を立てていただいたら、認定していましたが、現在は、地域計画で10年後の目標地図を作っていただいておりますので、そちらの方で拡大面積の整合性を取らせていただいております。

本人の希望だけで面積の拡大目標を設定できないということで少し厳しくなっているのは、その点だと思います。

(会長)

はい、ご意見どうぞ。

(32番 角田委員)

補助金の問題は午前中にもおっしゃっていましたが、営農で補助金を受け取り、補助金で機械を更新したいという話もありましたが、補助金を申請しても大変厳しく、数少ない方しか対象になりません。これからの農業の水稻での機械運営が非常に難しいです。

(会長)

角田委員の意見は、何とかしてほしいという事ですね。

確かに、個人も法人も集落営農も困っておられます。また、意見具申で国へ要望等をしていただきたいと思います。

はい、中川半弥委員。

(6番 中川委員)

小さいながらも、私も認定農業者です。

先日、継続の時期がきましたので、窓口書類を提出しました。

その時に対応していただいた方に申し上げたのは、基準が11haという話でしたので、11ha、10haの農業者を1人増やすよりは、5haを2人、さらに言えば、1haを10人、認定農業者として認定する方向の方が、将来の農業を続けるという意味では、その方が大事じゃないかということを、課長にその旨を伝えておいてくださいと申し上げましたが、その後、連絡が何もありませんが、どうなっているのでしょうか。

(会長)

基本的に、今度の食料・農業・農村基本法と基本計画で大規模農家だけでなく、多様な農家も農業を担う人だと位置づけようという話になっています。そういうことから言えば、中川半弥委員のおっしゃることは、的を射ているという感じがします。

特に、大規模化、それからスマート農業を取り入れるというのは、平地化を中心とする農業に力を入れるということが一つの方策ですけども、中山間地域においては、平地化も無理ですし、スマート農業も難しいということがあり、食料・農業・農村基本法の中で、多様な農業の推進を入れられたというふうに認識しています。

そういうことも含めて、市から県、県から国の方へと、話をしていかなければいけないと思います。これは、農業委員会だけでなく、長浜市には、JA北びわことJAレーク伊吹という農業団体がありますが、そういったところとも一緒になって、話をしなければいけないと思います。もう一つは、国に向けて申し上げるのは、JA農協団体と、農業に関する政策を提言する農政連というものがあります。そのような農業に関連した団体と、足並みを揃えて、提言をしていく、要望していくという事が必要だと思っております。

その点も含めて、中川半弥委員のように、農地法を守って、地域も守られるというような方策を考えて提言をしていただければ、ありがたいと思っております。

他にご意見はありませんか。

(会長)

ないようでしたら、採決に移りたいと思います。

議案第58号、令和7年度最適化活動の成果目標、活動目標（案）について、農業委員会として、これを公表することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）

はい、ありがとうございます。

賛成全員ですので、これを農業委員会として公表をさせていただきます。

以上で本日の議案審議は終了します。

午後3時45分閉会